

生徒指導規程

(校番 24) 呉市立昭和中央小学校

第1章 総則

《目的》

第1条 この規程は、呉市立昭和中央小学校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

《登下校等》

第2条 登下校は安全を第一とする。

- (1) 登校 ・午前7時30分から午前8時10分までの間に登校し、8時15分には席に着いておく。
- (2) 下校 ・夏時間(4月～10月)は午後5時までに帰宅する。・冬時間(11月～3月)は午後4時30分までに帰宅する。
(※ 特別日程の場合は、午後3時完全下校とする。)
- (3) 登下校は、決められた通学路を通る。
- (4) 欠席・遅刻、早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。スクールバスの利用者は、乗車確認のため午前7時30分までに必ず連絡する。(連絡帳・電話等)
- (5) 欠席連絡がない場合は、家庭に連絡し、所在を確認する。所在が確認できない場合は、家庭訪問等を行う。場合によっては捜索、または警察等の関係機関と連携をとる。(担任・教頭等)
- (6) 登下校はランドセルを使用する。

《服装》

第3条 学校内外において、学習活動に適した服装を原則とする。時、場所、場合に応じた服装等ができるようにする。

- (1) 名札は左胸に付ける。
- (2) 清潔で勉強や運動に適したものを着用する。
 - ・華美な装飾のある服装、ひも等の装飾が引っかかりやすい危険性のある服装は、着用しない。靴下は白が望ましい。
 - ・冬季のマフラー、手袋、ネックウォーマー、レッグウォーマー、フード等は校舎内では使用しない。(登下校のとき、教室内で着脱してもよい。)
 - ・ダウンコート、オーバーコート、厚手のジャンパー等は教室内では着用しない。
 - ・フードは視野を狭め事故の危険性があるので、登下校では使用しない。
 - ・カイロは使用してもよいが、防寒以外に使用しない。
- (3) 体操服は、白長袖シャツ・半袖シャツ、ハーフパンツ、赤白帽、ジャージとする。
 - ・登下校は白を基調とした運動靴とし、体育授業に使用できる機能性のあるものとする。
 - ・靴底の厚い物やハイカットは使用しない。・調整のできるひもぐつが望ましい。
- (4) 学校の指定のジャージは次の場合に使用する。
 - ・体育の授業(防寒用) ・遠足 ・校外学習 ・大掃除 ・野外活動等の行事 ・担任から指示のあった場合
- (5) 水着は紺または黒を基調としたスクール水着とする。
 - ・水泳帽は学年指定の色にする。
 - ・ゴーグル、日焼け止め等については許可制とする。

《髪型》

第4条 頭髪は常に清潔にし、学習や運動に適した小学生らしい髪型とする。

- (1) 肩に掛かる場合は、安全でかざりのないゴム、ピン(紺、茶色など華美でないもの)などで結ぶ。カチューシャやシュシュなどはつけない。
- (2) 染色・脱色・パーマなど、小学生にふさわしくない髪型をしない。

《持ち物》

第5条 学習に不要な物の持ち込みを禁止する。持ち込みがあった場合、学校で預かり、保護者へ返却する。

- (1) 持ってきてはいけないもの
 - ・菓子類 ・携帯電話 ・マンガ類 ・刃物等危険物 ・化粧品類 ・ゲーム機 ・トランプ、カードなどの遊具類
 - ・必要以上の文具類 ・たばこ など
 - ・ランドセルや筆箱にはキーホルダーなどの装飾品はつけない。(防犯ブザーはよい。)

(2) 携帯電話は校内に持ち込まない。

- ・やむを得ない理由がある場合は学校に申し出て、許可を得る。
- ・許可を得た場合、登校すると同時に職員室に預け、下校時に受け取る。

(3) 学習に関する持ち物は、学年の発達段階や学習内容に合わせ、教務部、学年部が示すきまりに則る。

第3章 校外での生活に関すること

《外出》

第6条 校外での生活については次のことを指導する。外出の際は、安全に留意して行動する。

- (1) 行き先・目的・一緒にいく人・帰宅時刻を家の人に伝える。
- (2) 校区外は保護者同伴とする。(高学年の場合、昭和市场センターの図書館を使用する際は、この限りではない)
- (3) 飲食店、ゲームセンター、大型スーパー等へ行く場合は保護者同伴とする。
- (4) 危険な場所、私有地、公共施設内には入らない。
 - ・駐車場 ・空き家や田畑等に立ち入らない。 ・川や海、山へは子どもだけで絶対に行かない。
 - ・公園で遊ぶ場合は、ルールを守る。(使用が禁止されている公園では、ボール遊びはしない)
- (7) エアガン・ナイフ・レーザーポイント等の有害玩具を購入しない。また使用しない。
- (8) 道路交通法に違反しない。
- (9) 自転車については、保護者の責任のもとで乗るようにする。

第4章 生徒指導規程に対する違反、特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に立ち、校内及び校外で問題行動を起こした場合、しっかり反省を促し、よりよい学校生活が送れるように指導をする。

《規程違反への指導》

第7条 生徒指導規程に違反した児童に対しては、次のように対処する。

- (1) 違反があった場合は、児童本人を指導する。改善されない場合は、学校での指導の旨を知らせ、保護者に協力を求める。
- (2) 欠席が3日以上続く場合は、家庭訪問を行う。(出席停止は含まない。)

《問題行動への特別な指導》

第8条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合、特別な指導を行う。状況に応じて、1日～3日を目安に別室指導を行い、保護者と連携をとる。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ・万引き ・威圧、強要行為 ・建造物への不法侵入 ・器物損壊 ・飲酒、喫煙 ・法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為
 - ・いじめに関係している場合 ・暴力行為 ・不要物の持ち込み ・指導に従わないなどの指導無視、暴言
 - ・授業妨害など、授業態度に問題がある場合 ・服装規程違反など指導しても違反を繰り返す場合
 - ・その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為(特別な指導)

第9条 特別な指導では、説諭、反省文を書かせるなど発達段階に応じた反省指導を行う。

- (1) 特別な指導は、原則別室(ミーティングルーム等)において、必ず複数の教員で行い、時系列での記録をとる。
- (2) 特別な指導では、児童への反省指導をふまえて保護者との面談を行う。この場合、必要に応じて生徒指導主事、管理職も指導に入る。
- (3) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や取り組みを行う。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為を繰り返す場合、教育委員会、警察、こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。

《規程の周知》

第10条 児童に対しては、この規程をふまえて別に作成する「昭和中央小学校の約束」を用い、指導の徹底を図る。保護者に対しては、入学説明会、懇談会などで直接説明を行ったり、ホームページで公開し、周知を図る。また必要に応じて家庭訪問を行う。

付則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。